様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ごうどうがいしゃせいふぁ  一般事業主の氏名又は名称 合同会社ＳＥＩＦＡ  （ふりがな）たまよせ　しんや  （法人の場合）代表者の氏名 玉寄　信也  住所　〒901-1415  沖縄県 南城市 佐敷字新開１番地２０１  法人番号　5360003014898  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX基本方針 | | 公表日 | ①　2025年 8月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ上への掲載  　https://seifa.co.jp/dx  　経営ビジョン、情報処理技術活用の方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　【経営ビジョン】  合同会社SEIFAは、「デジタルと人の力で、未来を創る」というミッションのもと、地域社会に根ざしたデジタル変革の実現を目指します。  当社は、中小企業や小規模事業者が抱える経営・業務の課題に寄り添い、デジタル技術と人材の力を融合させることで、持続的成長と新たな価値創造を共に実現していきます。  当社が描くビジョンは次の通りです。  1．企業の未来を共創するパートナー  企業の現場に寄り添い、経営戦略、業務プロセス、人材育成を一貫して支援することで、共に挑戦と成長を続けるパートナーを目指します。  2．企業の競争力を高めるデジタル基盤の構築  デジタル技術を活用した業務改革やデータ活用を推進し、企業が競争力を高め、経済を力強く牽引できる基盤の構築を支援します。  3．人材とデジタルの調和による持続可能な社会づくり  DXを単なる技術導入にとどめず、企業や働く人々が成長し続けられる環境を整えることで、地域全体の活力と豊かな社会の実現に貢献します。  このビジョンを原動力として、当社は「地域に根ざし、未来を創るDX推進企業」として歩み続けます。  【情報処理技術活用の方向性】  合同会社SEIFAは、クラウドサービスやデータ活用を基盤とした業務効率化と経営高度化を推進し、併せて人材育成と情報セキュリティの強化に取り組むことで、地域企業の持続的成長と社会全体の発展に寄与します。  主な方向性は、次のとおりです。  1. データ活用による経営・業務の高度化  ・データドリブン経営の推進  多様な情報を一元的に活用し、リアルタイムでの可視化、分析を通じて迅速かつ柔軟な意思決定を可能にします。  ・最適な基盤の整備  組織の規模や状況に応じたデータ活用環境を整え、効率的かつ持続可能な運用を実現します。  2. クラウドとモバイルを基盤とした業務改革  ・クラウドの活用  基幹業務をクラウド上に移行し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を可能にします。  ・モバイルの活用  現場や外出先からも業務データにアクセスできる環境を整備し、生産性と顧客対応力を高めます。  3. 人材育成とデジタルリテラシーの向上  ・使いやすい技術の導入  社員が日常業務で無理なく活用できる水準でデジタル技術を取り入れます。  ・教育・研修の充実  ITリテラシーやデータ活用力を育成し、人とデジタルが共に成長する組織づくりを推進します。  4. セキュリティと信頼性の確保  ・適切なセキュリティ対策  組織の規模や状況に応じた情報保護の仕組みを整え、リスクを最小化します。  ・法令・規格への対応  関連する規制や基準に則した運用を行い、信頼される情報管理体制を確立します。  5. 地域社会と共に成長するDX基盤  ・地域に根ざしたデジタル活用  地域の特性（観光、製造、小売、医療など）に即した仕組みを取り入れ、産業や生活に寄り添うデジタル化を進めます。  ・地域連携の推進  企業や団体が協働できる基盤を整え、地域全体の生産性と持続的な発展を支えます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　業務執行社員による事前審査、総社員の同意に基づき、当社ホームページで公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX基本方針 | | 公表日 | ①　2025年 8月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ上への掲載  　https://seifa.co.jp/dx  　企業経営及び情報処理技術の活用の具体的方策 | | 記載内容抜粋 | ①　当社のDX戦略は、少人数体制を最大限に活かすべく、AIの積極的な活用を軸とした次の5つの取り組みに重点を置いています。  1．AI・データ活用による業務プロセスの最適化  生成AIやデータ分析ツールを活用し、効率的に事業が運営できる体制を構築します。これにより、次の効果を目指します。  ・生産性向上：AIによる業務自動化とリアルタイム分析により、少人数でも最大の成果を実現  ・リスク管理：AIを用いた予測分析により、経営上のリスクや業務上の不具合を事前に把握  ・迅速な意思決定：データドリブンな判断により、経営資源を効率的に活用  2．データを基盤とした顧客価値の向上  地域企業や顧客のニーズを的確に把握し、データに基づいた最適なサービスを提供します。  ・CRM活用：顧客情報を一元管理し、少人数でも効率的な営業活動を実現  ・顧客満足度の向上：データ（オープンデータ等）の分析による顧客インサイトの獲得と、パーソナライズされたサービス提供  3．デジタル技術を活用した業務効率化  クラウドサービスやRPA、SaaS型アプリケーションを積極的に活用し、日常業務の効率化を推進します。  ・クラウド基盤整備：データ・文書を一元管理し、社内外の情報共有を円滑化  ・業務自動化：定型作業はAIやRPAにより自動化し、人的リソースを戦略業務に集中  ・ペーパーレス化：紙媒体の業務をデジタル化し、業務スピードと情報管理の強化を実現  4.デジタル技術を活用した持続的な人材育成  従業員が使いやすいデジタル技術や研修方式の仕組みを形成することで持続的な人材育成環境を形成します。  ・適切なツール選定：クラウド型グループウェア、チャットツールなど、既存業務の延長で活用できるITツールを優先的に選定。  ・UI/UXを重視したシステム設計：専門知識がなくても直感的に操作できるシステムを選定し、利用者の負担を軽減。  ・スキルに応じた研修：初心者にはツール操作や基礎的な概念を中心に、経験を積んだ人材にはデータ分析・BI活用といった、社員のスキルに応じた研修形態をとることで無理のないスキルアップを実現。  5.ゼロトラストと法令遵守  適切なセキュリティ対策による情報保全と法令遵守の徹底により、信頼されるセキュリティ体制を確立します。  ・多層防御の導入：ファイアウォール、アンチウイルス、メールフィルタリング、EDRなどを組み合わせ、脅威を多段階で遮断。  ・バックアップと災害対策：データの自動バックアップを定期的に実施し、クラウドや外部環境に保管。障害発生時に業務を継続できるBCPを整備。  ・社内規程と運用ルールの策定：セキュリティポリシー、取扱マニュアルを明文化し、定期的に見直しを実施。  ・第三者規格への準拠：PマークやISMSの要件に準拠した体制の整備を実施。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　業務執行社員による事前審査、総社員の同意に基づき、当社ホームページで公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX基本方針  　戦略を効果的に進めるための体制 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、少人数体制の特性を活かし、AIを積極的に活用することで、効率的かつ持続的にDX戦略を推進する体制を整備します。  1．経営層主導のDX推進体制  代表者がDX推進責任者として全体を統括し、迅速な意思決定と全社的な戦略推進を実施。少人数体制を活かし、経営層と現場が密に連携できる環境を構築。  2．AI活用と外部人材との連携  社内の業務効率化や意思決定には生成AI・データ分析ツールを活用し、人手不足を補完。必要に応じて外部の専門家やパートナー企業と連携し、最新技術や知見を取り入れる体制を確立。  3．デジタル人材育成とリスキリング  社員が日常的にAI・クラウドサービスを活用できるよう、実務に直結する研修やリスキリングを継続的に実施。全員がデジタルに親和的な人材となることを重視。  4．セキュリティとデータガバナンスの徹底  クラウド基盤を中心にセキュリティ対策を実装し、個人情報保護法や関連規制を遵守。データの安全な取り扱いを徹底することで、顧客や地域企業からの信頼を確保。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX基本方針  　最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策 | | 記載内容抜粋 | ①　最新の情報処理技術を活用するための環境整備のため、次の方策を実行します。  ・AI・RPA・BIツールといった最新技術へのデジタル投資  ・最新の情報処理技術動向の入手とその活用促進を目的とした各種展示会やセミナー等への積極的な参加  ・eラーニングプラットフォームを活用した最新の情報処理技術の習得と継続的なリスキリング環境の整備  ・パートナー企業や他のITベンダーと定期的な意見交換の場を設け、最新の情報処理技術の共有を図る。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX基本方針 | | 公表日 | ①　2025年 8月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ上への掲載  　https://seifa.co.jp/dx  　DX戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の進捗を定量的に測定し、継続的な改善を図るため、次の指標を設定します。  1.AI活用による業務自動化率：50%以上（2025年5月比）  　（定型業務や資料作成の半数以上をAI・RPAで自動化）  2.デジタル・DX人材の確保と育成：1名以上の採用（2025年5月比）  　（採用活動の強化、パートナー企業との研修プログラムの共同運営）  3.デジタル技術活用による利益率向上：10%以上（2025年5月比）  　（クラウド環境やデータを活用した営業力強化、広告宣伝費や旅費交通費などの販売管理費の最適化） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月16日 | | 発信方法 | ①　DX基本方針  　当社ホームページ上への掲載  　https://seifa.co.jp/dx  　代表者メッセージ | | 発信内容 | ①　急速に進展するデジタル社会においては、限られた人員や資源を最大限に活かしながら生産性を高め、持続的な成長を実現することが求められています。  特に中小企業や小規模事業者にとって、デジタル技術を正しく理解し、業務や経営に効果的に取り入れることは喫緊の課題です。  当社はこれまで、地域企業のDX推進を支援する立場として活動してまいりましたが、自社においても生成AIやクラウドサービスを積極的に取り入れ、少人数体制でも高い成果を上げられる経営基盤の確立を進めています。  今後も経営者自らが先頭に立ち、デジタル活用の具体的な事例や成果を積極的に発信し、地域企業と共に学び・成長する姿勢を示すことで、DX推進の重要性を広く周知してまいります。  そして、地域のパートナーと共に、競争が激化する時代を力強く生き抜き、持続可能な未来の実現に貢献していきます。  代表社員　玉寄信也 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。